

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

ご注意

4 1 出のホールペン又はペンで記載してください。
2 1 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
3 「前勤務先」の欄には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。前勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
4 1 月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

令和 年 月 日提出		〒 ー		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
城里町長 様		住所(居所)又は所在地		※市町村処理欄	
給与支払者 (特別徴収義務者)		フリガナ		特別徴収義務者指定番号	
氏名又は名称		代表者の職氏名印		監理番号	
個人番号又は法人番号		④		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	
給与所得者		特別徴収税額(年税額) 円		課係	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	氏名	
氏名	(旧姓)	円	円	電話	
生年月日	昭和・平成 年 月 日	円	円	(内線)	
個人番号		円	円	異動の事由	
1月1日現在の住所		円	円	異動後の未徴収税額の徴収	
給与の支払を受けなくなった後の住所		円	円	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円	
◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		異動年月日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) { 月分で納入 (月 日前分期)} 3. 普通徴収 { 理由}	
一括徴収の理由		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が令和 2 年 12 月 31 日までで、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月 日	徴収予定額 円	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円	氏名	籍
2. 異動が令和 3 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	円	住所	電話番号
異動者印	・	円	円	※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
◎転勤(転職)等による特別徴収届出書		◎「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者)	
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業主の場合は記入不要です。)	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	新しい勤務先では		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額が93万円以下)	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒 ー	月割額 円を		3 (普D) 給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)	
フリガナ	課係	月分から徴収し、納入します。		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	
氏名又は名称	氏名	※月割の場合は、いずれかを○で記入してください。		納入書 要・不要	
代表者の職氏名印	④	電話 (内線)		※市町村記入欄	

【提出先】 〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25 城里町役場 税務課 住民税係